

森林を活かすしくみ

林野庁
総務省

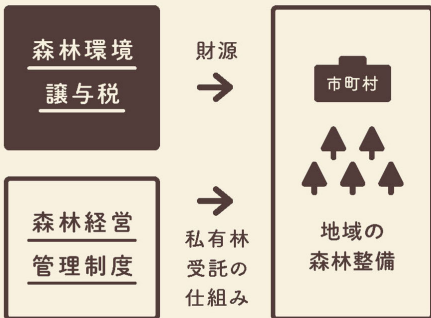
“森林環境譲与税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

令和元年度スタート

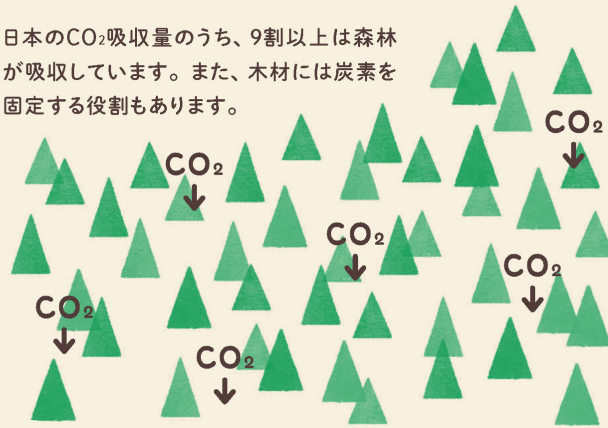


令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

令和6年度スタート



日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する役割もあります。



温室効果ガス削減に。

木の根は土を固定して土砂崩れを防ぐとともに、下草や落葉・枝などは表土が流れ出るのを抑えています。



土砂崩れなどの災害を防ぐ。

雨水が落ち葉を通して土中にゆっくり浸透することで、川への急激な流出を緩和するとともに、水を浄化しています。



雨水を地中に浸透させる。

森林の代表的な機能

環境保全や防災、水の浄化など、森林はさまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。

森林環境税の仕組み

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

(年間総額約600億円)

森林環境税

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収

 **国民**
納税義務者 約6,200万人



市町村




都道府県



国

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与

 **市町村、都道府県**
森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用

私有林人工林面積(5割)
林業就業者数(2割)
人口(3割)により按分



[森林環境譲与税を活用した自治体の取組の実績]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林整備面積	約5.9千ha	約17.9千ha	約30.8千ha
林道や森林作業道等の整備	約90千m	約238千m	約420千m
木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³
普及啓発活動	約900回	約1000回	約1800回

森林環境税・
森林環境譲与税の
詳細は



森林経営管理制度の
詳細は



お問い合わせ

[森林環境譲与税の取組の実施や森林経営管理制度に関すること]

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

[森林環境税・森林環境譲与税の仕組みに関すること]

総務省 自治税務局 市町村税課 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-5669